



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: アレルゲンの「くるみ」について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第27講 第1～第4段
: 製造物責任法の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 麦みそ騒動から学ぶ

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆第69回消費者委員会食品表示部会(令和4年12月7日)において、現在「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「くるみ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行されることが、議決されました。答申を経て、年度末の3月までには食品表示基準が改正されると思います。施行期日は公布日から起算して2年間の経過措置を設けるとされています。

◆さらに、「特定遺伝子組換え」に係る形質等の追加があります。

今後、組換えDNA技術を用いることで、エイコサペンタエン酸(EPA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)産生の形質を有したなたね(以下「EPA及びDHA産生なたね」という。)が厚生労働省による安全性審査を経て国内流通することが見込まれることから、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるものと定義される「特定遺伝子組換え農産物」に係る表示義務の対象として、当該形質として、「エイコサペンタエン酸(EPA)産生」及び「ドコサヘキサエン酸(DHA)産生」を追加するとともに、それらに係る表示を要する加工食品として、

「1 なたねを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。)

2 1に掲げるものを主な原材料とするもの」

と対象となる加工食品を規定するほか、対象農産物として「なたね」を追加する。

このように基準別表第18が改正されます。【施行期日】公布日施行

消費者庁HPから作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第27講 製造物責任法の表示について

第1段 製造物責任法の目的

食品を喫食する前に商品を開缶し、もしくはよく振ってから開封することがあります。また、開封後内容物を加熱したり、冷凍する場合があります。通常、商品の包装に取扱いの注意事項として記載されています。これらの注意事項は単なる注意ではなく、警告表示の内容となるものを含んでいます。

例えば、包装にアルミなどを含んだレトルトパウチ食品を電子レンジで加熱すると、スパークが発生します。中身の焼損や皿の破損などが起きるため、電子レンジで加熱可能な包装かどうか表示をみて加熱する前によく確認する必要があります。表示を見ないでアルミパウチを電子レンジで加熱すると火災等の事故につながる恐れがあるからです。

このような財産や身体上の危害発生に対して、損害賠償できる法律が製造物責任法です。この法律は、製造物の欠陥が原因で生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を求めることができることを規定した法律です。加害者の過失を立証はせずとも、製造物の欠陥を立証することで、欠陥が原因で生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を求めることが可能です。これにより、被害者の保護を図っています。

第2段 欠陥商品

製造物責任は、製造者等の過失ではなく、製品の欠陥を責任要件とするという意味で、「欠陥責任」と呼ばれています。「欠陥」とは、製造物に関する様々な事情を総合的に考慮して、「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいいます。このため、安全性に関わらないような単なる品質上の不具合は、この法律の損害賠償責任の根拠とされる「欠陥」には当たりません。

※続きはPage 2-2～4（会員）で記載しています。

■ 報道によりますと、2022年10月愛媛県は県南部の伝統食材「麦みそ」を製造する同県宇和島市の3業者に対し、大豆をしていない麦みそと称する商品に景品表示法の優良誤認にあたるとして、商品名に「みそ」や「麦みそ」を使わないように指導し、その後指導を撤回した事案があります。この事案における問題点を整理してみましょう。

景品表示法は消費者の立場で著しく優良と誤認をするかどうかを視点として、当該商品が不当表示に該当するかを判断します。古くから伝統食材として麦みそと販売されてきた事実から、食品表示法の「みそ」の定義に合致しないという理由で、直ちに不当表示としたことに対して疑義が生じました。

一方、食品表示法では食品表示基準において、みそは必ず大豆を使用していることが条件ですので、当該商品の一括表示内の名称は「麦みそ」といえません。正確には「みそ風味麦発酵調味料」「麦みそ風発酵調味料」といったところでしょうか。したがって、一括表示の名称は修正する必要があります。また、一括表示と矛盾する用語は禁止されています。このことから、商品名も矛盾しないように「麦みそタイプ」「麦みそ風」と修正する必要があると思います。

食品表示基準(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 二 第三条(横断的義務表示)及び第四条(個別的義務表示)の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

インターネット情報から作成

※ 解説はPage 3-2 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2023年(令和5年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2023年 1月号】

犬はある目的に合った自然本性をもっているし、一般的に、それぞれのはみずからの自然本性において最も優れた状態にあるときこそ美しい。

何が犬を美しくするのか。それはその犬に備わった徳だ。そうすると、人間の場合は、やはり人間に備わっている徳ではないか。

(エピクテトス「人生談義 不安を抱くことについて」(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。